

QSP 防減災マニュアル

(目的)

第 1 条 このマニュアルは、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（以下「QSP」という。）が、長崎県および佐賀県内等における災害への対応体制を整備し、日ごろからの防減災対策の実施により損失の最小化を図り、もって QSP 参画校の円滑な運営に資することを目的とする。

(対象となる災害)

第 2 条 対象となる災害は、次の各号に掲げる区分のいずれかに該当し、組織的な対応が必要なものとする。

- (1) 自然災害に関するもの
- (2) その他、前号に掲げるほか、QSP の業務に甚大な被害を及ぼすことが予測されるもの

(規程等の収集)

第 3 条 第 1 条の目的達成のため、QSP においては、構成大学・短期大学における防減災に関する規程・マニュアルの収集、災害時の情報収集・支援体制の確保に努める。また QSP では、以下の事項について、情報を収集・整理し、構成する地方公共団体・産業界等の団体と連携し共有を図る。

<災害への準備>

- (1) 日頃の防減災体制の確認
- (2) 緊急時の連絡先リスト
- (3) 災害時の避難場所・避難経路
- (4) 被災学生・教職員及び地域住民の受け入れ等
- (5) 非常用品備蓄リスト
- (6) 災害ボランティア人材の養成・把握
- (7) 防減災に関する啓発事業の企画・運営

<災害発生時・発生後の対応>

- (7) 災害時発生時の休校・業務再開等の情報収集・共有
- (8) 災害ボランティアの派遣体制（派遣窓口等）
- (9) 被災した構成大学及び周辺・近隣地域からの支援要請の有無
- (10) 国・地方自治体等の支援制度に関する手続等

(教職員の責務)

第 4 条 QSP の教職員は、常に防減災を意識し、その職務を遂行しなければならない。

(QSP 防減災責任者)

第5条 QSP 全体の防減災に係る対応を行う者として、防減災責任者を置き、QSP 会長をもって充てる。責任者は、防減災に係る方策の総合調整を行うとともに、リスク発生時のQSP の対応を統括する。

(QSP 防減災対策本部)

第6条 全校的かつ緊急の対応を要する重大な危機が発生したと判断したときは、会長校である長崎国際大学に危機対策本部を設置し、防減災対策を講じるものとする。

2 前項の対策本部の構成員は、QSP 理事校(長崎国際大学、西九州大学、長崎総合科学大学、佐賀女子短期大学)の学長をもって充てる。

(参画校防減災担当)

第7条 参画校ごとに防減災担当窓口を置き、各参画校の防減災担当部署・担当者をもって充てる。

2 参画校の担当者は、当該参画校における規程等に従い、防減災対策に係る方針の決定、防減災の体制の整備その他必要な措置を講ずるとともに、他の QSP 参画校の防減災にも配慮、協力するものとする。

(災害に関する通報等)

第8条 教職員等は、QSP 全体に被害が及ぶことが予測される重大な災害を発見した場合は、所属する参画校の防減災担当部署に通報しなければならない。

2 前項の規定による通報を受けた防減災担当部署は、状況の確認及び情報収集を行い、必要な措置を講ずる。

3 第1項の規定による通報を受けた防減災担当部署は、関係部署及び QSP 事務局に通報しなければならない。

4 前項に規定する通報を受けた QSP 事務局は、速やかに QSP 会長に報告しなければならない。

5 前項の報告を受けた QSP 会長は、対策本部の立ち上げ等必要な対策の指示を行う。

(庶務)

第9条 このマニュアルの改廃は、QSP 事業推進協議会にて決裁する。

このマニュアルは、令和元年9月26日から施行する。